

憲法の理念と協同の思想



古関彰一（獨協大学法学部教授）

日時：2005年6月25日（土）13：00～15：00

会場：東京労働会館ラパスホール

I. 改憲論の動向

- 1 自由民主党
- 2 民主党
- 3 公明党

II. 憲法理念をどう発展させるのか

- 1 新しい人権
- 2 憲法9条2項の改正
- 3 生存権
- 4 財産権
- 5 外国人の人権

III. 質疑応答

- 1 外国人労働者の人権に対する考え方
- 2 憲法の制定過程における日本国憲法の正当性について
- 3 集団的自衛権の根拠
- 4 安全保障理事会入りの問題と9条
- 5 協同の原理と憲法の関係

I. 改憲論の動向

今先進国の抱えている問題は改憲論を論破したからすむという問題ではありませんが、本日は確実に議論しておかなければならないことをお話させていただきます。

今回の改憲論の特徴は、政党のみならず、様々な個人、特に財界の団体が次々と改憲論を出している点です。もう一つの大きな特徴は、憲法9条の改正を中心として今まであまり憲法に関心を持っていなかった人達が俄然憲法に関心を持ち出した点です。明治憲法や日本国憲法が制定されたときには様々な案が出されました。明治憲法をつくる際には、いわゆる自由民権派という名もない、特に20代の若者達が様々な憲法案をつくりました。日本国憲法の時も、日本が

敗戦を迎えGHQが次々と非軍事化と民主化への改革をした中で、当然明治憲法を変えなければならないだろうという人や政党が13～14の明治憲法に代わる新憲法をつくっています。今回は今まで憲法に関心を持っていた人達は比較的鳴りを潜めているという感じで、日本国憲法をさらに発展させるような改正案が現在出ているとは言えません。なぜなら現在の改憲論は、日本国憲法の平和主義を否定するような面が強いと思うからです。例えば読売新聞等が「21世紀の憲法」と言っていますが、私たちが21世紀を見越した時に今の改憲論議でいいのかという事を考えていかなければなりません。

私は『世界』という雑誌の6月号で前田哲男さん、和田春樹さん、山口二郎さんと共同提言を發表しました。タイトルは「憲法9条維持のもとで、いかなる安全保障政策が可能か」です。現在の状況を考えれば今の憲法9条を変える必要性はないと思っておりますが、現在出されている改憲案は憲法9条の改正を中心にしたものになっています。

世界 6
SEIGAI 岩波書店
2005年6月号

憲法9条ができること—平和の構想



60歳

えます。

自由民主党

まず政権政党である自由民主党は、結党50年を迎える今年の11月までに改正案をつくると言っています。自由民主党は結党段

階の1955年から、「日本国憲法はGHQによって押し付けられたものなので自主憲法をつくる」と活動してきましたが、今回の憲法改正作業を進めている組織は「新憲法制定」と言っています。新憲法制定というのは簡単に言えば新しい憲法をつくるということで、これはいかなる意味を持つのでしょうか。

今までは憲法9条や天皇制だけをいじろうと考えていたのが、今回は全く新しくしようと考えているようです。それはそれでいいと思うのですが、「制定」とは新しい憲法ができるということですから、法律上の本来の意味では革命が起きるということです。今回は「改正」以外ないと思います。自由民主党は政治的な新しさを狙っているのだと思いますが、もう少し正確に考えたほうがいいし、マスコミもそういう事をきちっと指摘するべきだろうと思います。自由民主党は2004年の6月くらいからかなり本腰を入れて憲法改正案をつくり始めています。最初に「党憲法調査会憲法改正プロジェクトチーム」を作って問題点の指摘をしています。その後のあらゆる段階で指摘していることは、新しい人権(プライバシー権、知る権利、犯罪被害者の権利、環境権)の規定が必要だということです。

もう一つは憲法9条2項の部分です。2項は「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」と書いてあり、国の交戦権規定を禁じた9条2項の改正を求めています。例えば「党憲法調査会憲法改正プロジェクトチーム」の段階では自衛隊を「軍隊」と明記すると言っていますが、その後2004年11月の「党憲法調査

会起草委員会（座長・中谷元）」の段階では「集団的自衛権に基づく最小限の武力行使の容認を盛り込む」ということを言い出している。2005年4月の「新憲法起草委員会（座長・森喜朗）」では「自衛軍保持を明記する」と言っていました。それ以上のことについては触れていません。このように必ずしも一貫した理念がないということがお分かりいただけるだろうと思います。現在の自民党は、世論の動向を見て方向性を変えていくやり方だと私は思います。改憲案を出すと新聞はそれを載せざるを得ないということ。政治家は見込んでいて、それが報道されると政治家の存在価値が上がる。安倍晋三さんや鳩山由紀夫さんはその典型です。けども中身がほとんどない。改憲を主に取材している記者が言うには「ふわふわ浮いている雲のようなもの」だそうです。しかしそういった中で世論が作られていっている怖さも一方にはあるわけです。国民は憲法問題には残念ながら関心を持っていないのが現状であろうと思います。非常に怖いと思うことは、世論調査で「改正が必要である」あるいは「自衛隊の存在が必要である」と答える人は7割を超えたという事です。つまり「3つ選択肢があります」と言われて答えを選ばざるを得ない中で消極的に選んだ結果です。もう既に憲法改正の為の国民投票法案要綱というものが出ています。もし仮にそれが要綱となって国民投票を行って世論調査と同じ消極的選択による結果となると非常に怖いと思っています。

民主党

民主党は2004年の6月に憲法提言中間報



告を出しました。これは条文化されていない論文調のもので、よく読んでもわからない部分がたくさんありますが、期待する部分があります。民主党は国会議員の意見が割れており、その中で日本国憲法を維持しつつどのように発展できるのかを国会議員と話をしながら意見を聞くのですが、私たちが当然のことのように思ってきた国民国家概念が段々通用しなくなってきたということ。理解している国会議員が一定程度いるということです。例えば「国家主権の相対化時代」と言っていますが、言い方を変えれば国際化の時代で国家主権が制限されざるを得ない時代です。ヨーロッパの憲法はかなり国家主権の制限をしています。EUはまさにそうです。EU加盟国25カ国の中では加盟国内の外国人には地方参政権は認めなけれ

ばならないとなっているわけですから、それは明らかに国家主権の一定程度の制限になり、そういうことを考え出しているということはもっといろいろなところで対話をしていく必要があります。新しい人権についてはかなりの部分について自民党と似ています。

公明党

公明党は一言で言えば加憲だと言っています。加憲とは削除はしないで加えるということです。何を加えるのかといういろいろありますが、党大会で確認しているのは新しい人権、そこでは環境権・プライバシー権と言っています。そして憲法9条に3項を設けて自衛隊の存在を明記すると言っています。戦力を禁ずる、交戦権を禁ずる規定9条の2項とどういう関係になるのかという点が問題になります。

II. 憲法理念をどう発展させるのか

新しい人権

新しい人権を私たちはどのように考えたらいいのか。環境権が侵された、例えば騒音がひどい、排気ガスがひどい、公害で喘息になった等々の人達は環境権を明確に主張しています。その主張の憲法上の根拠は、個人の尊厳、幸福追求権が書かれている憲法13条と健康で文化的な最低限の生活を保障した憲法25条です。もちろん最高裁はまだ環境権という概念を認めていませんが、環境権を加えるために改憲を主張する人々は今までそういった環境権の主張をどのように見てきたのか。環境保全法をつくるときも、

環境権を明確に書くべきだと言った時も、実は自由民主党は先頭を切って反対してきたのです。法律をつくる段階で全く理解を示さず、あるいは環境権を主張している人達の側に立ったことは一度もない。そういった人達が今になって環境権を憲法に定めることが必要だなんて言えるのか、よく胸に手を当てて考えてみなさいと言わざるを得ません。

プライバシー権についても最高裁の判例も含めて様々なところで認めてられています。その根拠規定は憲法13条の個人の尊厳規定です。プライバシー権は憲法に定められていないからプライバシー権が認められないということではないので、現段階で新しい人権をあえて盛り込まなければならないということはないと思っています。

むしろ今の日本国憲法の中で問題になるのは、日本国憲法の下で新しい人権を明確に規定しなければ守られないのは外国人の人権だと思います。日本国憲法は極めて日本国民の人権保障に力点を置いていて、様々なところで「国民」という言葉が出てきますが、現在はそんな時代ではありません。他の先進国では多くの自由権の人権享有主体は「人は」「何人も」という規定になっており、もし私たちが新しい人権を考えるのであれば、外国人の人権をどこまでどの程度保障することがいいのかという議論をしなければならない。しかしそれは新しい人権を主張するこのような改正に全く入っていないのです。

憲法9条2項の改正

私が自民党の中で1番理論家でありしっ

かり地に足のついた改憲論者だと思っている中曾根康弘氏は、「憲法9条1項は変える必要がないが現在の2項は困る」という言い方をしています。さらに言えば憲法9条1項を守って平和主義に徹するのだという言い方をしています。それはどんな問題なのかというと、まず一つは憲法9条1項が禁止しているものは「国権の発動たる戦争」であるということです。現在国権の発動たる戦争はどのくらいあるのか。国権の発動たる戦争を国際法で言い換えれば宣言を行った戦争を意味します。つまり開戦宣言をしなければ国際法の戦争概念に該当しません。内戦か内紛になります。現在は国家と国家の戦争というのは激減する時代になりました。今回の自民党の起草委員会案などを見てもほとんどテロとかゲリラ対策をどうするか等々のことが書かれています。テロやゲリラは9.11事件を見ても分かるように、あれは国権の発動たる戦争ではありません。テログループは軍用機ではなく民間機を使っている、軍人ではなくて民間人が行った戦争類似行動です。有事法制はまさにそれに備えているわけです。周辺事態法もそうです。周辺事態法は、日本の平和と安全に重大な影響を及ぼすような周辺で事態がおきた場合、米軍に対して後方支援をすると書いてあります。後方支援とは、具体的には給油をする、武器を運ぶ、米軍の戦死者が出れば医療班を送るといったことです。そうなると当然、米軍から攻撃されている国は日本を攻撃してくる可能性があります。それはまさに武力攻撃事態法でいえば武力攻撃予測事態です。それを石破前防衛庁長官の言葉で言えば、仮に北朝鮮がミサイルをミ



サイル発射台に乗せるようなことは、日本に対する攻撃が予測される事態であるから北朝鮮の基地を叩いても良い。予測事態をブッシュ大統領の言葉でいえば先制的自衛権です。戦後国際法が禁じてきた、あるいは国連憲章でも禁じてきた先制的自衛権、つまり侵略です。現在の周辺事態法並びに武力攻撃事態法という有事立法は完全に先制的自衛権です。国際法違反の法律を可能にしているのです。従って憲法9条1項の国権の発動たる戦争は必要でなく、実質的な「戦争」ができればいい、軍隊の移動と武力行使ができて交戦ができればいい、武力攻撃ができればいいわけです。だから9条2項は困るのです。「できればそれを集団的自衛権で米軍と一体でやりたい。でもそこまでは止めたほうがいいのではないか。どこまでにしようか」というのが今の議論です。ですから例えば公明党の案という自衛隊の存在を明記すれば事実上の戦争は可能になります。その点をしっかり考えていただきたいと思うのです。中曾根氏が、「9条1項は改正しなくてよいが2項を改正する」と言っているのはそういう意味です。従って仮に国民投票に移される改正案で「戦争放棄は変えない、そして9条の2項に自衛隊の存在を明記する」とか、「自衛のための軍隊が持つこと

ができる」ということを明記し「それは平和主義に徹していることだ」という案が出た場合に、それは平和主義の否定だろうと私には思えるのです。9条2項は変えるけれども9条1項は変えないから平和主義だということではなく、現在の具体的な戦争ということを見ると、9条1項を変えずに2項さえ変えれば十分戦争はできるのです。ということは、中曽根氏などは日本自らが開戦宣言をして行う戦争はもうないだろうと思っているはずです。戦争したら不利ですからやりたくないでしょう。アメリカの後をくつついていくということです。ではアメリカは本当に戦争を最後までするのでしょうか。日本が憲法を改正して後方支援をし、そのことによって相手の国が日本に対して攻撃する事態になったとします。そして日本は武力攻撃事態法を使ってそれに対して反撃をします。反撃をした段階からアメリカは手を引くでしょう。憲法を改正すればそのような話は大きいと思います。そのような議論をしっかりとしなければいけないのに詰めた議論が全然できていない。マスコミも政界も論理的に物事が考えられなくなった時代ということが一番怖いことです。論理の詰めをしないでいい加減な議論をし、極めて情緒的に政治が行われる時代になったのです。話し方のうまい人間がテレビの討論会で通っていくということは本当に怖いことだと思います。

生存権

日本国憲法は現在の改憲案から見れば改正しない方がいいと思います。しかしながら護憲だとか頑固に平和と言っていれば

済むという時代ではないので、日本国憲法が全てこれでいいと思っているわけではありません。もう少し私たちが冷静に日本国憲法の理念をどうやって発展させていくことが求められる時代なのかと考えなければ、とても21世紀に新しい理念を出すことはできないだろうと思います。日本国憲法は20世紀の理念を受け継いでいると思います。その一つで言えば生存権についてです。憲法25条は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」という規定です。これによって私たちが今までのような人権、自由権だけではなく新たな社会権、社会権の中でも生存権のような権利を認められる時代を迎えたと言えましょう。生存権の考えが出てきたのは1919年のワイマール憲法以来で、そのような意味では20世紀憲法に新しい理念を持ち込んだと言っていいだろうと思います。

私がこの25条を考え直そうと申している理由は、一方でグローバル化が進んでいるからです。地球規模で豊かになる国と貧しくなる国がどんどん開いていく。現在IMFの基準で1日1ドル以下の絶対的貧困で暮らす人達は、16～17億と毎年1億くらいずつ増えています。さらに同じ国の中でも貧富の差が開いていくことは間違いないことです。そうだとしたら、私たちが21世紀の憲法でいかに生存権を強化するかと考えなければなりません。ひどいとは思いますが、日本国憲法25条は日本国民に具体的な権利を保障したものではありません。

というのが最高裁の判決です。そういう点では非常に後退しておりますが、しかしこういう規定を設けたということは非常に大きな意味があったと思います。日本が福祉国家を一定程度作ってきたという点、貧富の差がすさまじいということがなくなったという点では非常に大きな成果がありました。日本国憲法はGHQによって押し付けられた憲法だと言いますが、仮に押し付けたというのであれば25条1項はなかったわけです。彼らにはそういう発想はないのです。GHQが政府に手渡した24条を日本語にすれば、日本国憲法の25条1項の「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」という一般規定はありませんでした。政府案23条もほとんど同じです。ではどのようにして25条の1項がつけられたのかということですが、憲法改正の議論をした帝国議会で社会党の議員が第一次大戦後にドイツに留学をして、ワイマール憲法を知っていたのです。そしてワイマール憲法がというような生存権の一般規定を設けなければいけないと考えたのです。そこで社会党は法案23条の1項に「すべて国民は健康にして文化的水準に適する最小限度の生活を営む権利を有する」と挿入して欲しいという修正案を出したのです。それが最終的に認められて、いくらか修正された形で現在の日本国憲法の25条1項になりました。同時に社会党は画期的な修正案を出しています。26条の次に1項を設け「国民は休息の権利を有する。最高八時間の労働、有給休暇制、療養所社交教養時間の設定等に努力する」というものです。さらには次に1条を追加して「国民は老年、疾病、労働

不能に陥った場合、生活の安全を保障される権利を有する。右権利は社会保障の広汎なる発達、無料施設の給与、療養地の提供等により之を保障する」という極めて具体的な案を出したのです。しかしながら25条の1項が先のような形で認められたので後は全部引き下げました。その後は日本の歴史を見れば自民党が自主憲法を制定することを掲げてきたので、それに反対するので精一杯だったのだらうと思います。

今日、高齢化社会を迎えて老人の権利保障をすることが非常に大事になってきています。90年代に入っているいろいろな国が新しい憲法をつくっています。日本の憲法調査会は外国にいろいろ調査に行っていて、すばらしい報告書やCD-ROMを作っています。しかし、旧東欧圏の調査などはしていません。旧東欧圏の新しい憲法で英訳されたのを見ると、ハンガリーの憲法は特徴的で、社会党の修正案以上に弱者の権利や失業者の権利、老人の権利、障害者の権利等を細かく規定しています。今はそういう時代です。なぜかというところ確実にグローバル化を意識しているからです。日本は経済大国なんて言っているのに、どこか世界の動きの中で自分たちは常に勝ち組になれると思っていると思いますが、圧倒的に勝ち組のほうが多い社会なんてありえません。競争したら負ける人のほうが圧倒的に多い、だから勝つ意味があるのです。ですから私たちが負け組にならない為にはどうするのかという議論をしなければならぬ。その為には生存権を考えなければいけないはず。このままでは将来確実に負け組になる私たちが生存権によって守られる憲法

をつくらなければならない、という議論をするべきだと思います。

財産権

日本国憲法の財産権は、少し遅れていると言わざるを得ないと思います。日本国憲法の29条は1項で「財産権は、これを侵してはならない」という規定を設け、そして2項で「財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。」と述べているに過ぎません。これはまさに19世紀の憲法です。資本主義が勃興してくる時代は財産権、所有権を保障することに意味があるのです。財産権、所有権を不可侵なものとして保障するから資本主義は発展し得たのです。しかし資本主義が発展してくる20世紀は勝ち組と負け組が出てくるので、勝ち組が大きな資本を蓄えてやりたい放題のことをやれば、どうしても負け組の人たちの生活が保障されないこととなります。従って一般に20世紀の憲法は財産権は義務を有するとか、財産権は制限の対象になるという規定を設けるのが普通です。ですから日本国憲法を押し付けたと言われるGHQの案は、「財産の所有は義務を課す」、そして「財産権の行使は公共の利益にならなければならない」という規定だったのです。この部分についても日本の政府は押し付けられたと言っていますが、日本国憲法は日本政府の案をほんの少し変えてつくられたに過ぎない、ということが言えます。日本国憲法のすぐあとにつくられた1949年、当時は西ドイツの憲法でしたが、現在のドイツ共和国の第14条は、「その内容及び限界は」と言って限界規定を設けており、さらに「所有権に

は義務を伴う」という規定を加えています。このように日本国憲法の財産権規定は、GHQの案にもなく、日本政府がほぼ19世紀の初めの頃つくった憲法を模してつくられています。極めて古い所有権・財産権規定になっていると言わざるを得ません。言い方を変えれば、それによって私たちは高度成長が可能になったとも言えます。しかしながら現在21世紀の憲法を考えるとすれば、やはり財産権規定は考えておかなければならないだろうと思います。

外国人の人権

日本国憲法には外国人の人権規定はありません。この点についても日本政府は案をつくる際に、GHQ案の外国人の人権規定16条は完全に削除しました。そればかりではなく、この規定は「すべて国民は」となっています。日本国憲法の人権規定は国民規定が非常に多いのです。国民とは何を意味す



るのか。日本国憲法上の国民規定は10条で、そこには「国民たる要件は法律でこれを定める」と書いてあります。誰が国民の概念に該当するのかということは「法律」つまり国籍法で決められています。国籍法は日本国籍所有者を日本国民とするとしています。憲法14条には「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と書いてあります。「すべて国民は」とは、「国籍所有者は」ということです。つまり国籍のない外国人は差別されるということです。先進国でこんな憲法を持っているところはありません。1949年のドイツ基本法は「ドイツ国民は、世界のすべての人間共同体、平和および正義の基礎として、不可侵にして譲り渡すことのできない人権を信奉する」という日本語になっていますが、ここでは国民権ではなく人権規定になっています。人権という概念は、生来の権利、自然法的な権利です。ところが19世紀以降にいろいろな国が憲法をつくるなかで、いつの間にか人権は「この国に生まれたらこういう人権が保障される」という国民権に変わってしまったのです。例えば義務教育が人権として保障されているのは皆さんが日本に生まれたからであり、第3世界で考えられません。学校がなく紙も買えないのに保障できるはずがありません。つまり私たちが享有している「人権」は嘘であり、私たちは人権を共有していません。もし享有しているのであれば、人間の顔をしているあらゆる人達に平等に保障されていていいはずですが、現実はそのとおりでなく、国民権を享有しているに過ぎない。し

かしこの20世紀の末葉から今でも、日本には国籍のない外国人がどんどん日本に移ってきています。移らざるを得ない時代に近づいてきています。そのような中で国民権を保障しているだけではとても人類として生きていけない時代を迎えています。そのような場合に外国人の人権をどういう形でどこまで保障するのかということは、本当に深刻な問題です。もちろん闇雲に保障すればいいと言っているわけではありません。例えば選挙権にしてもヨーロッパでは地方参政権を保障するのは当たり前だという話になっています。しかし国政レベルの選挙権を与えている国はありません。果たしてそれでいいのか。外国人と一言で言いますが、同じ外国人でも居住年が非常に長い外国人、日本的な概念で言えば永住権を持っている外国人、つまり在日韓国人・朝鮮人のように日本国籍ではないけど永住権を持っている人たちに国政レベルの選挙権を与えていいのか悪いのか、または地方レベルでいいのか、という議論をきちんとしなければいけないのです。そうでなければ、私たちはとても21世紀に生きていけないと思います。残念ながら私が「21世紀にこんな人権が必要ではないか」と申ししていることは、現在の改憲論の中でほとんど議論されていません。しかし看板だけ「21世紀の憲法」や「人類共生の憲法」とかっこいいことをたくさん言っています。中身は共生でも何でもないのです。それでは21世紀にとっても耐えられないと思います。

そもそも今まで「憲法なんてロクなものじゃない」と言ってきた人たちが途端に憲

法に関心を持ち出したから、こんなことになっていると思います。ということは、現在の憲法論議の中で欠けていることは、今まで一生懸命憲法の人権を担ってきた人たちが、21世紀に自分たち、あるいは自分たちの子孫がよりよい生き方のできる社会をつくるにはどうしたらいいかという議論を、きちんとしなければいけないと思います。そしてマスメディア等もそのようなところに目を向けてくれないといけないと思いますが、ほとんど目を向けてくれないのが現状です。私たちの努力も足りないのでしょう。ですから焦眉の問題と言われる9条問題については、不十分な点もあり私も全部賛成しているわけではないのですが、この間出した『世界』共同提言のような形で日本国憲法の下で何がどこまでできるのか、それから現在のような改憲案ではなく、日本国憲法の理念をより一層発展させていくためにはどのような人権規定が必要なのか、という議論をしていかなければいけないと思います。このように申し上げると「あなた改憲派ですか」と聞かれるかもしれませんが、今日の皆さん方はそのような誤解をされなと思いますので率直にお話させて頂きました。いろいろ言い足りなかつた分、あるいは私が間違っている部分もあろうかと思しますので、ご意見頂ければと思います。ありがとうございました。

Ⅲ. 質疑応答

外国人労働者の人権に対する考え方

日本の場合は外国人に対する法制度、いわゆる単純労働に対してビジョンを出して

いません。ですから、それでも日本で働きたいという人たちは短期3ヶ月以内の観光ビザで入ってきます。しかしそれは労働ビザではないので働いてはいけません。3ヶ月以上の長い滞在は不法滞在になってしまいます。門を外国人に対してどういう形でどこまで開くのがいいのか、単純労働が今のように全く認められないということでもいいのかどうか、という問題です。

その細かい議論をしなければいけないということと、もう一つはそれだけの問題でもなくて、単純労働者の場合日本に入ってくる段階で日本語が全くわからない、技術も全くない、健康保険も入っていないからお医者さんにかかれぬ。雇い主はそれがばれたらまずいので黙っているという酷い話です。そうではなくて、例えば日本がフィリピンならフィリピンに職業訓練のような施設を作って語学訓練をし、ある程度できるようになった人を入れるという、つまり外国人と日本国籍者との壁を緩やかにしたらという考えがあります。その考えの背景の一つには、日本の場合、国籍の取得は人権ではないという事があります。国籍取得という法律用語はありません。国籍法上は「帰化」と言っています。それに伴って現行では帰化手続はものすごく厳しい状況です。この手続は18もの証明書が必要で、「善良であること」等いろいろな細かい規定があります。もちろん定期的な職があることも必要ですが、今までの経歴において「非行歴がない」ということまで入っています。確かにその議論の中で、もっと帰化手続を簡単にしてはどうかという意見も出ています。

日本人は相当ナショナリスティックだと

私は思えてなりません。帰化手続をする人、あるいは日本人と結婚して帰化手続をした人で圧倒的に多いのは韓国人です。帰化手続をして法律上は日本国民になるわけですが、日本国民になっても相変わらず韓国人と見られているとよくおっしゃっています。その辺は文化の問題だと思いますが、すごく厳しいのではないのでしょうか。例えば日本人が外国籍を取得しても「あの人二世」と言われます。ニセイは外国語にならないそうです。つまり Japanese American とか Korean American という言葉はあっても、韓国系日本国民、アメリカ系日本国民という言葉がないのです。日本人は外国に行ってもずっと日本人がつきまといます。日本人はイチローや松井をどこまでも追いかけていきますね。確かに彼らは日本の英雄であることは間違いないのですが、あんなに追いかける国が他にあるのだろうか。日本の観客が日本語で書いたイチローや松井の旗を振っているのをアメリカ人はどのように見ているのだろうか。日本にもたくさん外国籍のサッカーの選手がいますが、あんなに追いかけていく民族はいるのだろうか、と考えると私たちはすごく日本人とか民族というものを、良くも悪くも大事にしている、それによってものを考えるところがすごくあります。自民党の新憲法最終案で前文に出さなければいけない言葉として出てくるのが、「日本人のアイデンティティ」という言葉です。そのような中で外国人の人権を考えるというのはすごく難しいことだと思いつつ、しかし考えないと生きていけません。

外国人とひとくくりにししないで、まず永

住権を持っている、日本国内に長く住んでいて、日本の地域社会あるいは日本人そのものと深い関係を持っている在日韓国人・朝鮮人の人権をどうするのかという点を解決する必要があるのだらうと思います。数年前に関西の在日韓国人の方が、地方参政権があっていいはずだと訴訟を起こしました。彼は、公職選挙法は憲法 93 条に違反するという訴えを起こしたのです。最高裁の判決は、「93条で指す住民は日本国民たる住民を指す」ということでした。ちょうどドイツの考え方と反対です。ただそこで最高裁が唯一譲っているのは、「しかしながら一定の自治体と密接不可分な関係を有する永住権者に対しては地方自治の精神から言って地方選挙権を禁じているわけではない」という点です。これは1996年ですから約10年前の話です。だったら国会で永住権者の地方参政権をどうするかという法改正なり新しい法律を作る議論をしてもらえるのか、と思ったら結局何もしない。一方で一緒に外国人の選挙権を考えるのであれば在外日本人、つまり日本国籍を持っていて外国に一年以上暮らしている人たちの選挙権をどうするかという議論もすべきだ、ということになりそれはすぐに通りました。実際に外国にいる日本人は手続きの複雑さにすごく不満に思っているんですけど、一応選挙権は認められました。やはり日本は日本人のことを先に考えるんだなと思いました。現実に困難なことですが、やはりそういう外国人の人権に対する窓の開き方をしていかなければいけないと思います。

また、日本の政府の文章を読んでいますと一般に外国人というのは、結果的に社会

福祉の対象になってしまうお金のかかる人たちというイメージで、一番トップに出てくるのが中国からの帰国者です。6割が生活保護を受けていて、いかに貧しいかということですよ。あるいはバングラディッシュ等々から日本に働きに来て、働くなかで親しい人ができて恋が芽生え結婚して子どもができて家庭を持った人たちです。しかしとてもじゃないけど一家を養うような生活ができないという人がいっぱいいます。そこで、外国人というのは社会福祉の対象になる人たちだからあまり受け入れないほうがいいと、特に特別な技能を持っていない人たちは受け入れないほうがいいという議論が通ってしまいます。しかし先に考えなければいけないことは、日本に来ても最低の生活しかできないような社会構造であるということです。そこは本当に考えなければいけないと思います。私の学校は「語学の獨協」と言われています。そもそも独逸学協会というところからできているところです。私は一時期大学周辺に住んでいる外国人に日本語を無料で教えてはどうか、と主張したことがあるのですが、多くの人は「なんでそんなことをしなければいけないのか」という感じで、ほとんどの人は関心を示さないので。ですからゴミの捨て方がわからないとか、お風呂の入り方がわからないとか、銭湯の入り方がわからないとかが出てくるのに、日本語や日本文化を無料で教えたり全然できていない。多くの外国人を受け入れている国はその点がきちんとできています。いろんなところに平等を認めていこうという風潮があり、必要に応じて世の中のケアをしています。日本はそれが全

くできていない。そのような点も含めていろんなことを考えていかなければならない問題だと思います。

憲法の制定過程における日本国憲法の正当性について

憲法の制定過程での押し付けのことが出ましたが、日本国憲法をつくった政府案はGHQと全く同じわけではありません。違う部分はいくつかあります。そのような点から見ても単純な押し付けではないと思います。さらには社会党がワイマール憲法から持ってきて憲法25条1項を入れてGHQの案を変えてくれといったときにGHQはそれを認めています。GHQが一番認めなかったのは天皇の地位です。また「国民」という言葉を使うときにGHQはそれを一番気にするのはです。英語では「Japanese People」ですから、「Peopleは国民と訳すのか」という疑問が出たときに、ベア・テ・シロタさんなどは通訳の一人としていて、辞書を調べまして、「人民ではないか」と言いました。しかし日本政府は、「Peopleという概念はKing、君主を含まない概念だが、日本は天皇と国民が対立する歴史を持っていない、一体なのだ。天皇も国民も全部含めて国民だ」というのです。「あえて対立を作って日本人民なんて言っているのは左翼だけです」と。

その次は天皇についての話です。日本国憲法を読みますと、天皇の条項で天皇の国事行為を「内閣の助言と承認に基づく」と書いてあります。GHQ案は「助言」の部分はadviceでしたが、それを輔弼ほひつと訳したのです。若い人には難しい言葉ですが、補佐と考えてください。明治憲法の言葉です。GHQ

はこれを入れたら駄目だと言いました。絶対「助言」しかない。日本政府は助言というのは偉い人が下の人たちに言う言葉で、これでは内閣の方が偉くなってしまわないかと反論しましたが、GHQは内閣の方が偉いのだと言いました。これは大変な議論でした。

もう一つは国民主権という言葉についてです。私たちは当たり前のように使っていますが、日本国憲法の政府案は例えば、「天皇の地位は国民至高の総意に基づく」という日本語にしたのです。この政府案の英語訳にSovereigntyと書いたのでGHQ側は「主権」という意味だからいいと通してしまいました。ところが国会に出てきたときに「至高」とあり一致しないということでGHQは怒ってしまいました。憲法制定は本国政府からの指令なしにマッカーサーが勝手にやったことで、私はマッカーサーのクーデターと言っているのです。GHQが基本的に「日本は明治憲法をこう変えなさい」という部分で、国民主権主義をあらゆるところで貫けという点です。国民から選ばれていない人が法律をつくるのは絶対駄目だ

ということです。国会を唯一の立法機関と定めている憲法41条はそういう意味です。主権という言葉を使っていないということが後でわかるとGHQは真っ青になりました。ついにケーディス（GHQ 民政局次長）が絶対これは譲れないと首相官邸まで乗り込みました。そういう意味で日本政府は相当屈辱を浴びています。

大変保守的な人でも、例えば文芸春秋の半藤利一さんなんかは私がこの場面を「第二の敗戦」と書いた点を大変評価してくださっているのですが、日本国憲法を政府が受け入れざるを得なかったのは第二の敗戦だと思います。軍事で負けただけでなく、その次に憲法理念で負けたのです。政府は負けて悔しいから何とかひっくり返したいと50年やってきた、というのが私の解釈です。しかし日本政府もそれなりに少しずつ言葉の問題を変えたりごまかしたりしています。今問題になっているのはそういうことだと思います。ですから、押し付けという言葉が一人歩きしていますが、いろいろ調べてみると日本人のナショナリズムというものが非常によく見えてくる気がします。

私は中曽根さんの本を読んでおもしろいと感じた点があります。彼は敗戦直後に警察官僚で内務省にいたのですが、若い人たちを集めて勉強会をしていたそうで、一番よく読んだ本は毛沢東の本だそうです。中曽根さんにとって何がおもしろかったかというと、強い日本軍との戦闘は後にして、まず、弱い蒋介石と戦う、つまり強いものとは喧嘩をしない、強いものには擦り寄って行くことを学んだというんですね。中曽根さんはすごくナショナリストだけれどもすご



くアメリカに擦り寄りますよね。私は日本の戦後のナショナリズムはどれもそういうことだという気がしてなりません。今回の憲法改正問題の基本にあるものは、橋本・クリントンの日米安保共同宣言を実行し、ガイドラインを見直すことにして事実上共同防衛体制に入るということで、そうなることと集団的自衛権を認めざるを得ないと思います。今回改正するのであれば、私に言わせてみれば二回目の押し付け憲法です。しかし自主憲法をつくろうと言ってきた人たちが、米国には完全に頭を垂れて改正するわけです。まさに強いもの、アメリカに従っておけば間違いのない、その中で国民にはナショナリズムあるいは愛国心を大いに煽るといふ構造です。このマジックを解かないと私たちは解放されないのではないかと、単純な反米では駄目だと思います。

集団的自衛権の根拠

国連憲章の51条を見ますと、武力攻撃が発生した場合、個別的・集団的自衛権を行使するという規定になっています。現在では集団的自衛権というものが非常に否定的に捉えられがちですが、国連憲章51条で集団的自衛権を規定したときには今のような問題はありませんでした。そもそも集団的自衛権というものは本来の意味とは全く違うわけですね。どういうことかと言いますと、国連憲章ができた段階で既に南アメリカの集団的自衛権を定めるチャルトン・ペック条約がありました。南アメリカが一つの安全保障条約をつくってお互いに侵略をしない。ある一カ国が外から侵略をされた場合は加盟国全員が侵略されたものと考えて防衛を

するというものです。従って国連の発想は、そのような条約があらゆる地域にできていけば世界は平和になっていくというものでした。その後冷戦構造ができてくる中で同じようなものを作ったのがNATOです。ところが、NATO加盟国の中では戦争をしないというより、むしろソ連が侵略してきた場合にソ連と戦うという外の関係が中心となってきます。いつの間にか集団的自衛権は域内での安全保障ではなく、外と戦うものになってしまいました。さらに個別的・集団的自衛権を発生させることができるのは、武力攻撃が発生した場合です。石破前防衛庁長官はミサイルを動かした段階で日本にテポドンがやってくるに違いないと、だから敵の基地を攻撃していいのだと言っていますが、これは国連憲章に反するわけですね。ブッシュが言うようにイラクが確実に核兵器を持っているに違いない、それが発射されるのを待っていたのであれば敗北してしまう、破壊兵器を持っているのだから先制的自衛権を発動するというのは、まさに侵略ですね。国際法上の基本的な考えというのは、発生したことに對してやるんだという考え方です。これが国連憲章違反のようなものになった場合どうするのかといえれば、今までは必ずしも手続がきちんとなされてきませんでした。国際司法裁判所がありましたけれども、それは相手の国も合意しなければ国際司法裁判所に一方的な提訴はできません。今度からそれはやめましようということで、国際刑事裁判所条約を新たに作ったのです。そして戦争というものに對して個人責任を認める時代に一機に変わったのです。クリントンは調印しよう

と言いましたが、ブッシュになって全てひっくり返し、批准されていません。日本も批准していません。日本は平和憲法を持っているのですが、こういう事こそきちんと批准をしなければいけませんよね。このように戦争というものに対して、個人責任まで国際法が負わせるという時代が変わってきています。

安全保障理事会入りの問題と9条

それから国連安全保障理事会と9条の関係についての話です。安保理は軍事行動を伴うものも含まれていますが、安保理の国が必ず軍隊を派遣しなければいけないという事にはなっていない。軍隊を議決することに関して責任を持つということです。そこをどのように考えるのかということですけれども、最上敏樹さんの『アメリカ対国連』という岩波新書で書かれていた中で学んだことの一つで申しますと、今まで国連を大きく変えてきた、国連が平和のために機能してきた事実を一つ一つ調べてみると、安保理ではなく、国連総会だった。言い方を変えると、5大国によって世界の紛争がきちんと解決できたという事実はなく、むしろ中小国の意見を集めた中で総会の力が非常に大きな影響を及ぼしてきた。ということは、総会の機能を国連がいかに高めていくのかという努力を日本のような国がすることが、ずっと意味があるのではないかとおっしゃっていました。そのようなことを私たちが考えていかなければいけないのではないかと思います。

協同の原理と憲法の関係

資本主義の基本的な原理は競争ですよ。グローバリゼーションはまさに競争を世界的にやっつけていこうということです。アメリカ人は何かと競争をやってきていてその意味ではまさに資本主義の祖国だと思います。あらゆるところで競争してあらゆるところで力で解決する。力で解決しないということは不平等だと思っているのです。彼らの言い方でいえば、新しいものを作って儲けて多くの収入を得て、それによって高い保険に入っていい医療を受けたりいい医療が保障されて何が悪いのだ、これこそ平等だという考え方が徹底していますよね。資本主義の原理があらゆる世界に利用されていますが、資本主義というものが根本において、実は人類が平和に生きていくこととの矛盾を持っていると思うのです。競争の原理が資本主義を発展させるアクセルのようなものだとすると、常にブレーキを持っていなければいけない。それが資本主義の政治システムであり、そのようなシステムを作らないととんでもないことになります。そのような自覚をどのように政治システムに組み込むのかということだと思います。

一定程度資本主義を経験してきて、ブレーキのある社会をつくろうと考えている成熟した国に行きますと人々が優しいですよ。日本はまだまだです。その辺でぶつかっても謝る人はあまりいません。小さい頃から塾に遅れると他人を押しつけて飛んでいくような生活をしています。私たちはどこかでそれは仕方ないと、生きていくのだから強くなりなさいと言っていますが、そうではないだろうと思います。そのよう

なところから含めて共生をどう考えたらいいのかという発想が必要だと思います。

私はこんな事を言いながら第三世界についてほとんど知りません。日本を脱出して40年近い女性がアメリカのメキシコに近い町に住んでいるのですが、彼女が「あなた偉そうなことを言うんじゃない。第三世界の貧しさも知らないで地球がどうのこうのなんて何言っているの。こういう社会でははっきり貧富の差が表れて、お金持ちの人間が威張って歩いているだけではなくて、お金持に連れられている犬まで威張って歩いている。」と書いていました。逆にスウェーデンとかカナダでは犬や猫まで大事にされていますよね。日本は人間社会の弱者である動物までも酷い扱いを受けています。例えば私はカナダに猫を連れていったのですが、あらゆる手続をしてカナダから帰ってきたときに、その書類に「Moving Animal = 移動する動物」と書いてありました。しかし日本では「Goods = 輸入品」と書いてありました。私たちは共生の社会、優しい社会をどうつくるのかということとともに、もう一度人権や人間の存在や政府の存在を根底から問い直すことをしていかなければいけないだろうと思います。「民主主義」や「人権」という言葉は以前から言われてきたことですが、随分中身は違うわけです。アメリカの独立宣言をつくった Founding Fathers は皆奴隷を持っていました。奴隷を持ちながら「人間は生来にして平等だ」ということを平気で書いていたのです。あるいはギリシャの民主主義も一生懸命デモクラシーなんてやってきたわけですが、皆奴隷を持っていたわけですね。同じ民主主義や

人権を語っても、時代時代によって中身が違います。21世紀の人権を語るためには20世紀に語っていた人権と異なる人権を、もう一度根本に立ち返って考えなければならない時代だと考えています。

